

森林林業循環型地域づくり基礎調査等業務委託 仕様書

1 業務名

森林林業循環型地域づくり基礎調査等業務委託

2 目的

地域内の地域産材の間伐、主伐、搬出、製材、乾燥および再造林までの一連の流れによる地元での安定した木材利用と供給の仕組みづくりと地域産材の利用促進を目的に、「地域産材の流通モデル確立」と「地域産材利活用に関するプラットフォーム（場：共通基盤）の創設」に関する具体的な施策を実行するため、地域産材の域内流通・6次産業化モデルの確立に向けた基礎調査等を実施するもの。

なお、本事業（森林林業循環型地域づくり事業）は、3か年計画を予定しており、2年目以降は流通モデルの実装に向けた詳細設計、3年目に流通モデルを確立し運用開始する計画としている。

3 業務期間

契約日から令和9年3月29日まで

4 業務内容

(1) 地域材の域内流通・6次産業化モデル確立に向けた基礎調査

松本市を中心とした主要な第一次産業、第二次産業、第三次産業に関連する事業者の実態把握調査及び地域インフラの活用に向けた実態把握調査を実施する。

なお、各産業の調査範囲は松本市内で活動する事業者を想定しているが、詳細は発注者と協議を行い決定するものとする。さらに、発注者側にてスマート林業の導入に対する実態調査を想定しているため、(2)ア・イにおける検討の参考とすること。

- ア 第一次産業（林業・農業など）関連事業者の実態把握
- イ 第二次産業（製材業・木材加工業など）関連事業者の実態把握
- ウ 第三次産業（観光・サービス業など）関連事業者の実態把握
- エ 地域の関連インフラの実態把握
- オ 各産業間の流通・連携に係る実態把握
- カ 基礎調査の結果とりまとめ及び分析

(2) 地域材活用における新たな流通モデル及びプラットフォームの施策検討

ア 新たな流通モデルの仮説（骨子案）提案

基礎調査の結果及び検討会議での提言内容を参考に松本地域における新たな流通モデルの仮説（骨子案）を提案する。

イ 地域産材利活用に関するプラットフォーム（仮称）の実施支援

新たに組織する検討会議体「地域産材活用利活用に関するプラットフォーム（仮称）」の設立運営の実施支援を行う。

新たな検討会議体は、松本地域における新たな流通モデルの仮説に対する意見・助言を求める会議や、川上から川下への事業者が地域産材の特徴や他事業者の取組み、さらにスマート林業に関する情報交換を行う研修会を想定しています。

なお、新たな会議体は将来的に発注者が主体となるのではなく、プラットフォームの参加者が主体となり運営実施することを想定している。

(3) 地域材活用における補助事業等の施策検討

カラマツを含む地域材の民間等における効果的な利用促進を図っていくため、基礎調査にあわせて、地域材の需給実態調査を実施すること。

調査結果を踏まえた、既存または新規の補助事業に関する施策提案を実施すること。

(4) 交付金導入及び申請手続きに関する支援の検討

松本市総合計画をはじめとする関連する計画や松本市地域産材の流通と活用に関する提言書の分析やその他公開情報、地元関係者への聞き取り調査結果等を基に、地域未来交付金（地域未来推進型）の導入及び申請に必要な実施計画の作成支援を行うこと。

特に次の項目について素案を作成するものとするが、交付金申請書類が変更となった場合は、発注者と支援内容（素案作成も含む）を協議し決定すること。

ア 交付対象事業の背景・概要

イ 交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、自立性に関連する記載内容

ウ 事業費経費内訳

エ その他必要と思われるもの

5 打合せ

(1) 受注者は発注者と十分な打ち合わせ協議を行うものとする。

(2) 打合せの場所・方法は発注者と協議を行い決定する。

(3) 業務の実施にあたり、定期的な打合せを行うほか、逐次、発注者と協議を行い発注者の指示により業務を進めること。

6 業務報告書の提出

(1) 業務終了後は、業務報告書を提出すること。なお、紙での納品のほかに、電子データも納品すること。

(2) 業務報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

7 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

8 その他

(1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。

(2) 受託者は、松本市の個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人の漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(3) 成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

(4) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市および参加者の許可なくほかに公表、貸与、使用、複製、漏洩をしてはならない。

(5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) この仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。

(7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

9 担当

担 当 松本市 環境エネルギー部 森林環境課 山口

TEL 0263-78-3003（直通）

FAX 0263-78-3942

メール shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp

※組織改革または人事異動により担当者が変更になる場合があります。